

広島県教育委員会規則第二号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員及びその職務）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員を置く。</p> <p>3―9（略）</p> <p>10（略）</p> <p>第十三条の二 学校に、主幹学校司書、主任学校司書又は学校司書を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>2 主幹学校司書、主任学校司書又は学校司書は、事務職員のうちから命ずる。</p> <p>3 主幹学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務を総括及び整理する。</p> <p>4 主任学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務を整理する。</p> <p>5 学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどる。</p> <p>（事務室）</p> <p>第十三条の三（略）</p> <p>2 事務室に、第十三条第一項の職員その他所要の職員を配置する。</p> <p>3―5（略）</p>	<p>（職員及びその職務）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び学校司書を置く。</p> <p>3―9（略）</p> <p>10 学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行う。</p> <p>11（略）</p> <p>（事務室）</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 事務室に、前条第一項の職員その他所要の職員を配置する。</p> <p>3―5（略）</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。